

名古屋北 法人会だより

No.

128

2014年 1月

[題字] 名古屋北税務署長 鶴岡一美



CONTENTS

名古屋北法人会だより No.128

年頭のあいさつ	
(公社)名古屋北法人会 会長 徳永和人	1
名古屋北税務署署長 署長 鶴岡一美	2
納稅表彰受彰者	3
税制改正要望全国大会	4
税務相談窓口	8
愛知県広報	12
名古屋市広報	14
税理士会	16
会員ページ	18
「理念は地域貢献」 守山支部／医療法人八誠会 落合 隆	
支部報告	20
新会員紹介	22
青年部会	24
女性部会	26
市内9法人会合同講演会 「中国の経済・政治情勢と日中関係の行方」 評論家 石 平氏	28
法人会事業	32

今回の表紙



龍泉寺

龍泉寺は、天台宗に属し松洞山大行院と号します。延暦年間、伝教大師最澄が創建したといわれています。宝曆5年に記された古文書「龍泉寺記」には、「その昔、伝教大師が熱田神宮に参籠中、龍神の御告げを受け、龍の住む多々羅池のほとりでお経を唱えると、龍が天に昇ると同時に馬頭観音が出現したので、これを本尊として祀った」という内容が記述されています。そのため、龍泉の名前もこの話に由来するといわれています。一方では、弘法大師空海も同じように、熱田神宮参籠中のおり、熱田の八剣のうち三剣をこの龍泉寺に埋納しており、龍泉寺は熱田の奥の院といわれてきました。このため、この寺は伝教・弘法大師の開基ともされています。しかし、天正12年（1584年）小牧長久手の役のおり、豊臣秀吉が当山に陣し退却するとき、池田勝入の部下により放火焼失、慶長3年（1598年）、秀純大和尚が堂塔を再興ましたが、明治39年に再び放火に遇い、多宝塔、仁王門、鐘楼を除く全てが灰と化しました。ところが、焼跡から、慶長小判百枚が発掘されたので、それを基金とし、多くの御信者の御寄付とをあわせ、本堂が再建され、今日に至っています。また、龍泉寺は、荒子観音、笠寺、甚目寺と並んで尾張四觀音の一つとして、毎年2月3日の「節分会」には数万人の近在の参拝者で賑うことでも有名なお寺です。

(HPより抜粋)

年頭のごあいさつ

(公社)名古屋北法人会 会長 徳永和人



新年明けましておめでとうございます。

2014年の年頭にあたり会員のみなさまに謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

今年、2014年の干支は甲午（きのえうま）にあたります。

甲（きのえ）は新たな十年が始まる年、午（うま）は目標達成の為に猛進する一年とされ、否が応でも世の中は激しく動くといわれます。古くは1834年の甲午の年は天保の改革、1894年の甲午の年は明治の日清戦争、1954年の甲午の年は昭和の民主党の結党、トランジスタラジオの開発と民主主義・経済大国始まりの年でありました。そして平成の甲午の年2014年は、何の年と謂われるでしょうか。

2014年3月まではアベノミクス効果と消費税増税前の駆け込み需要でGDPは年率2.6%増が見込まれ、あるシンクタンク予想では4月以降の2014年度はGDP年率0.1%増と厳しく、物価目標達成困難とされた場合、2014年後半にもマネーや株価を刺激する追加緩和策を日銀が打つ可能性があるとしています。

さて、名古屋北法人会は昨年の4月から、愛知県知事より認定を受けた公益社団法人として新たにスタートしました。

「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」という法人会の3本柱に、「地域企業」と「地域社会」の視点を加えた公益目的事業を年間を通して50%以上を確保することが必要条件となりました。

昨年は、本会におきましては税務教室、経営教室、簿記会計講座、経済講演会などを開催し、支部・部会では税務研修会、健康に関する研修会、税に関する絵はがきコンクール、経済・経営講演会を開催、地域イベントの区民まつりでは税金クイズ、紙芝居、サイコロゲームなど大人から子供達までが楽しみながら税に親しんでもらう企画には3,000人が来場する盛り上がりをみせました。

今後とも、会員並びに本会・支部・部会の各役員のみなさまのアイデアと創意工夫を頂戴しながら「みんなが参加する活力溢れる法人会」としてまいりたいと存じます。

ところで、昭和39年の名古屋北税務署新設に併せ発足した名古屋北法人会は、本年9月に満50年の節目を迎えます。

当会としましては創立50周年記念事業を成功に導くためには本年こそ、会員増強運動と会員の福利厚生制度（大型保障制度等）の利用推進を飛躍的に高めていただきたいと切にお願いする次第であります。

国税通則法の大改正や消費税増税などあり、税務行政にも今後大きな変化が生じてくると思われますが、私たち経営者はまず自分たちの会社を繁栄させ、そして法人会の理念である3本柱を誠実に実践していくことが大切であります。

午年は「陽気で明るく繁栄の年」と謂われます。

会員のみなさま、地域のみなさまにとって2014年が弥栄の年でありますことを心からご祈念申し上げ年頭のごあいさつといたします。



年頭のごあいさつ

名古屋北税務署 署長 鶴岡一美



新年明けましておめでとうございます。

平成26年の新たな年を迎え、公益社団法人名古屋北法人会会員の皆様方に、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、日ごろから税務行政につきまして、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は午年で大きな飛躍が期待できる年とよく言われており、貴法人会におかれましても、昨年の公益化に伴い事業の見直しや新たな事業展開を見据えるなど、今後に向かた歩みを着実に進めておられます。会員相互の輪をますます広げられるとともに、これからも魅力的な活動を通じた地域社会の発展に、更なる貢献をされますことをご期待申し上げております。

早いもので、昨年7月に再び皆様とお会いすることとなり半年余りが経過しましたが、その間に法人会の様々な行事に参加させていただき、徳永会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の活発な活動に触れる機会が多くあり、充実したその内容に改めて感心し、心強さを覚えております。

貴法人会は、常によき経営者を目指すものの団体として、税務教室や各種講演会の開催等により、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を推進いただいております。また、区民まつりへの参加など地域に根ざした活動を通して社会貢献活動にも熱心に取り組んでいただいている、更に一昨年度からは、次代を担う子供たちへの租税教育の一環として「絵はがきコンクール」も企画され、応募のあった多くの子供たちに税金の意義や必要性を説くなどの成果を挙げていただいております。改めまして、深く敬意を表すると共に、新公益制度下におきましても、貴法人会の活動が充実した内容になるための連携・協調を引き続き図って参りたいと考えております。

ところで、最近の急速な経済構造変化に伴い、取引形態もグローバル化更に複雑化するなど大きく変貌しており、少子高齢化も一層進展するなど税務行政を取り巻く環境は、年々厳しさを増しております。一昨年8月に成立した社会保障と税の一体改革関連法により、本年4月からは消費税率が8%に引き上げられ、平成28年には社会保障・税番号制度のスタートも予定されるなど、税制を取り巻く環境も大きく変化しております。

このような状況の中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに与えられた使命を着実に果たすためには、税務行政に対する皆様からの信頼を得ることが重要であり、更なる納税者サービスの向上に努め、適正な調査と徴収を行うことが必要であると考えております。

さて、すでに多くの会員の皆様方にご利用いただいているe-Taxについてですが、一昨年策定された「業務プロセス改革計画」に基づき、税務行政全体が最重要課題として、更なる普及定着に向け取組んでおります。

具体的な手続としては、法人税・消費税等の申告だけでなく、まもなく提出期限を迎える「法定調書合計表」の提出や、送信の際電子証明書が不要な「所得税徴収高計算書」などとなっております。また、e-Taxによる申告等で発生した税金については、金融機関等に出向くことなく納付のできる便利なダイレクト納付という手続もあります。「国税ダイレクト方式電子納税届出書」をあらかじめ税務署へ提出いただく必要はありますが、簡単なパソコン操作で指定いただいた預貯金口座からの納付ができます。様々な手続がこの他にもありますので、利用の検討をお願いいたします。(国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼届出書を別添同封しております)

また、所得税等の確定申告時期を間もなく迎えるにあたり、ご自宅や事務所のパソコンで所得税等の確定申告書が作成できます国税庁のホームページ等も是非ご利用ください。なお、本年も申告会場は「中産連ビル」となっており、パソコンを利用した申告手続きを予定しております。

会員の皆様方には、確定申告が必要な役員に限らず、従業員の皆さんも含めe-Taxの積極的利用と、その拡大に向けご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人名古屋北法人会の更なるご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

納税表彰受彰者

受賞おめでとうございます



平成25年11月13日

名古屋北税務署長表彰



草川 善夫 常任理事（草川工業株式会社）

屬 ゆみ子 常任理事（長瀬電気工業株式会社）

森川 義雄 常任理事（理科研株式会社）



平成25年11月13日

名古屋北部税務推進協議会長表彰



佐藤 幸彦 支部理事（東春酒造株式会社）

駒木 正安 本部理事（有限会社福豊土地）

中村 豊一 本部監事（名急商事株式会社）

平成26年度

税制改正要望全国大会



第30回法人会全国大会青森大会 10月3日（木）

平成26年度税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

わが国の社会保障は「中福祉」「低負担」とされる。しかも、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。それは年金以上に医療、介護分野で顕著だ。その財源を公費負担に頼ることになれば、消費税などをいくら増税しても追いつかない。

一体改革では3党合意により、有識者を交えた「社会保障制度改革国民会議」は高齢者の一部医療費窓口負担引き上げなど一定の改革案は示したものの、年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野についても不十分といわざるを得ない。

「自助」「公助」という基本的理念を基に役割分担を見直し、抵抗の強い分野にも改革のメスを入れる絶好の機会であることを強調しておきたい。

(1) 年金については、「支給開始年齢の引き上げ」

「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。また、急増が見込まれる給付については、診療報酬（本体）体系、

高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。

- (3) 介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、生活保護受給者の自立を高める雇用支援も重要。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税率引き上げに伴う対応措置

- (1) 消費税率の引き上げに当たっては、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応でき、導入の必要はない。
- (3) 低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

安倍政権は3本の矢で構成されるアベノミクスによるデフレ脱却と財政健全化の両立を掲げているが、本来なら財政健全化は4本目の矢として位置付けられてもいいほど重要である。

先進国で突出して悪化している財政を健全化するには、少なくとも2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支赤字の対GDP比半減、20年度黒字化という健全化目標を達成し、長期債務残高対GDP比を安定的に引き下げねばならない。これは国際公約でもある。目標を達成するには、向こう3年間の新規国債発行枠と基礎的財政収支対象経費の歳出上限を定めた民主党政権時代の「中期財政フレーム」に代わるもっと強固な財政規律が求められている。

内閣府の試算によると、15年10月の消費税率10%への引き上げと平均名目成長率3%を前提とした楽観的なシナリオでも、20年度にはGDP比2%、12.4兆円の赤字

が残り、債務残高対GDP比も190%前後で高止まりする。毎年1兆円の自然増が見込まれる社会保障費を中心に聖域なき歳出削減を徹底しないと、増税に際限がなくなると考える。

- (1) 財政健全化目標の達成は増税や税の自然増収のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠といえる。そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政規律が必要である。
- (2) 消費税率の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になろうが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与える、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

行政改革への取り組みは従前に増して重要になっている。にもかかわらず、改革の取り組みは遅々としている。安倍政権にはいまが改革断行の絶好のチャンスである。もはや先送りは許されない、直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化—などにどう対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

6. 共通番号制度について

社会保障・税の共通番号制度であるマイナンバー法が成立したが、その運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘したい。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- (1) 法人実効税率20%台の実現
わが国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を

実現するよう求める。

- (2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等

「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置を本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。

①中小企業投資促進税制の拡充

- ・特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
- ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
- ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

- (2) 交際費課税の見直し

平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限（平成25年度末）を延長するよう求める。また、資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。

- (3) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

3. 事業承継税制の拡充

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す。

- ③対象会社を拡大する。
- (2) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

III. 国と地方のあり方

地方分権は我が国の行財政システム面での硬直性是正や地域経済活性化の観点から必然的流れになっているが、依然として具体的議論は深化していない。分権化を加速させるには、国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確にしていかなければならない。

地方分権は権限を地方に移行することだが、同時に地方の責任も増すことを意味する。つまり、分権には地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要なである。

中期財政計画では地方財政について「リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替え」を盛り込み、歳出・歳入両面からの改革に取り組むとしている。それには、地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて責任を自覚することが極めて重要になろう。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。それに伴い、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
- (2) 行財政改革を行うために、例えば「事業仕分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。
- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当などを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。
- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たさなければならない。また、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。

- (5) 身近な行政サービスを行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。現在の地方法人二税に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

IV. 震災復興

被災地の復興については、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じよう求める。

V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応

環境問題に対する税制上の対応については、国内外の議論の動向、既存のエネルギー関係税制との調整を図りつつ、国・地方の役割等、幅広い観点から時間をかけて慎重に検討が行われる必要がある。

2. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るために、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育を取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。

11.10 東郷てつや代議士へ税制改正要望行動



◇ 「平成26年度税制改正に関する提言」を持参し、後藤税制委員長が代議士本人と接見、提言説明と意見交換を行いました。

全法連・税制改正に関するアンケート結果 (回答8,349社の主な意見)

Q1 税制改革で特に重視する課題は?

- | | |
|-----------|--------|
| ①経済活性化 | 38.30% |
| ②財政健全化 | 27.60% |
| ③社会保障への対応 | 18.00% |

Q2 社会保障制度の見直しで優先するのは?

- | | |
|-----------------|--------|
| ①生活保護給付の重点化と適正化 | 21.10% |
| ②高所得者の年金給付の削減 | 17.90% |
| ③診療報酬体系の見直し | 12.30% |

Q3 所得税所得控除から税額控除への移行は?

- | | |
|-------------|--------|
| ①現行の所得控除を維持 | 31.10% |
| ②税額控除に移行すべき | 24.50% |
| ③どちらとも言えない | 42.70% |

Q4 法人税率の更なる引き下げは?

- | | |
|---------------------|--------|
| ①引き下げるべき | 46.90% |
| ②引き下げは見送り(減税財源確保が?) | 35.40% |
| ③どちらとも言えない | 16.40% |

Q5 法人実効税率引き下げ要求の財源は?

- | | |
|---------------|--------|
| ①租税特別措置の整理・統合 | 31.90% |
| ②税収全体でカバー | 28.10% |
| ③成長戦略による税収増 | 23.30% |

Q6 デフレ脱却の政策減税で評価一番は?

- | | |
|-------------------------|--------|
| ①生産等設備投資促進税制の創設 | 23.90% |
| ②雇用促進税制の拡充 | 21.40% |
| ③商業・サービス・農林水産業の活性化税制の創設 | 15.90% |

Q7 交際費課税の特例拡大であなたの会社は?

- | | |
|--------------|--------|
| ①変わらない | 73.40% |
| ②交際費支出を増やしたい | 19.50% |
| ③わからない | 5.00% |

Q8 雇用促進税制の拡充であなたの会社は?

- | | |
|--------------|--------|
| ①雇用も給与も増やさない | 31.00% |
| ②給与を引き上げたい | 19.30% |
| ③雇用も給与も拡大したい | 15.20% |
| ④雇用を拡大したい | 14.80% |

Q9 相続税の課税強化についてあなたは?

- | | |
|--------------|--------|
| ①課税強化すべきでない | 55.50% |
| ②課税強化はやむを得ない | 33.40% |

Q10 事業承継税制改正で最も評価するのは?

- | | |
|-------------------------|--------|
| ①贈与税の納税猶予で先代経営者の有給役員残留可 | 21.00% |
| ②制度対象が先代経営者の親族外に拡大 | 15.70% |
| ③雇用確保要件が5年間平均8割の緩和 | 13.10% |

Q11 相続税・贈与税の納税猶予制度利用は?

- | | |
|------------|--------|
| ①利用する | 28.50% |
| ②利用しない | 14.40% |
| ③どちらとも言えない | 53.80% |

Q12 さらなる事業承継税制の見直しは?

- | | |
|--------------------|--------|
| ①当面、今改正の利用状況を注視 | 30.20% |
| ②納税猶予制度のさらなる適用要件緩和 | 26.80% |
| ③欧州主要国のような事業承継税制構築 | 22.60% |

Q13 消費税軽減税率の導入は?

- | | |
|---------------------|--------|
| ①10%引き上げ時に導入 | 40.30% |
| ②10%までは単一税率 | 35.50% |
| ③10%引き上げ時は給付付税額控除導入 | 13.50% |

Q14 消費税軽減税率でインボイスの導入は?

- | | |
|----------------|--------|
| ①現行の請求書保存方式で対応 | 45.80% |
| ②インボイスの導入が必要 | 18.50% |
| ③わからない | 33.60% |

Q15 消費税の有効な転嫁対策は?

- | | |
|------------------|--------|
| ①転嫁と価格表示の指針作成と周知 | 25.30% |
| ②不公平な取引の検査・監視 | 22.20% |
| ③税額表示（内税・外税）見直し | 20.90% |

Q16 納税猶予制度適用要件緩和・見直しは?

- | | |
|-------------------------|--------|
| ①経済産業大臣、税務署長への認定、報告等が煩雑 | 19.60% |
| ②雇用の8割5年以上維持要件 | 15.80% |
| ③死亡時までの株式保有要件 | 12.30% |

Q17 番号制度（マイナンバー）は?

- | | |
|-----------------|--------|
| ①時間をかけて慎重対応すべき | 47.40% |
| ②行政手続き等幅広く活用すべき | 45.50% |

Q18 地方税の見直しで優先度高い税目は?

- | | |
|--------------|--------|
| ①法人住民税と法人事業税 | 27.30% |
| ②固定資産税 | 24.10% |
| ③個人住民税 | 14.20% |

消費税法改正等のお知らせ

平成25年11月
国 税 庁

I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記URL）をご覧ください。

URL <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

「消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9:00~17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○ 制度の概要

その事業年度の基準期間^(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

- | | |
|---|--|
| ① | その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。 |
| ② | 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えてのこと。 |

○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

4 任意の中間申告制度の創設

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注1)から、自主的に中間申告・納付^(注2)することができます。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。
※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があつたものとみなされます。
※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があつたものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があつたものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主な経過措置の概要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

(注) 8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容			
① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの	適用開始日 (H26.4.1)	対価受領 <input type="checkbox"/> △	入場等 △
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの	4.30 継続供給 △	権利確定 △	
③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	指定日 (H25.10.1) 契約 ○	譲渡等 △	
④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限りります。）における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け	契約 ○	貸付け △	→
⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（＊）に係るものをおいています。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ＊「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	契約 ○	指定役務 △	
⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	契約 ○	対価受領 <input type="checkbox"/>	定期供給 △-△-△
⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの ※平成25年10月30日政令304号により、雑誌は、経過措置の対象から除かれました。	指定発売日 △	譲渡 △	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売	指定日 (H25.10.1) 条件提示 <input type="checkbox"/>	申込 <input type="checkbox"/>	譲渡 △
⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	契約 ○	介護サービス △	→

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

II 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

○ 制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間ににおいて、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

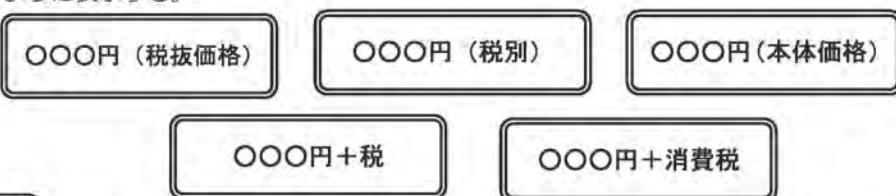
なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

例 1

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。



例 2

個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「総額表示義務の特例措置に関する事例集（税抜価格のみを表示する場合などの具体的な事例）」を掲載しています。上記以外の事例も紹介していますので、そちらもご覧ください。

III 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正

○ 制度の概要

平成26年4月1日以後に行われる総額表示義務の対象となる取引について、総額表示を行っている場合において、その取引に係る決済上受領すべき金額を税込価格を基礎として計算することができなかつたことにつきやむを得ない事情があるときは、経過措置として、当分の間、旧消費税法施行規則第22条第1項^(注)の規定を適用できることとされました。

また、上記IIの総額表示義務の特例措置の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして、この経過措置の適用を受けることができることとされました。

(注) 消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年9月30日財令第92号）により、廃止された消費税法施行規則第22条第1項をいいます。

○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等から適用されます。

課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の具体的な取扱いについては、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正について」を掲載していますので、そちらをご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

愛知県税だより

個人住民税の特別徴収推進のご案内

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（県民税+市町村民税）を徴収し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

愛知県と県内全市町村は、対象となる全ての事業主に対して個人住民税の特別徴収（給与天引き）を行っていただくための取組を進めています。



具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村の個人住民税（特別徴収）担当課までお問い合わせください。

名古屋北部県税事務所徴収課 個人住民税特別徴収推進員

〒451-8555 名古屋市西区城西一丁目9番2号 電話 052-531-6303（ダイヤルイン）

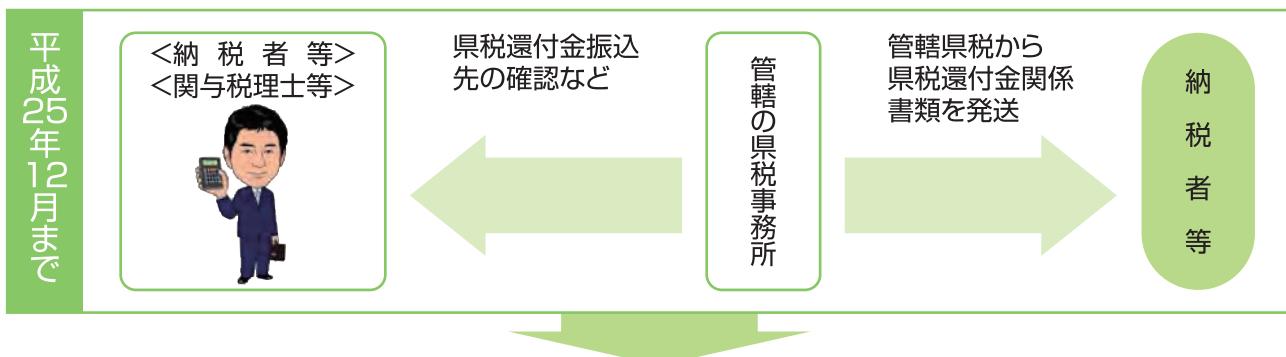
平成26年1月から愛知県の県税還付業務体制が変わります!!

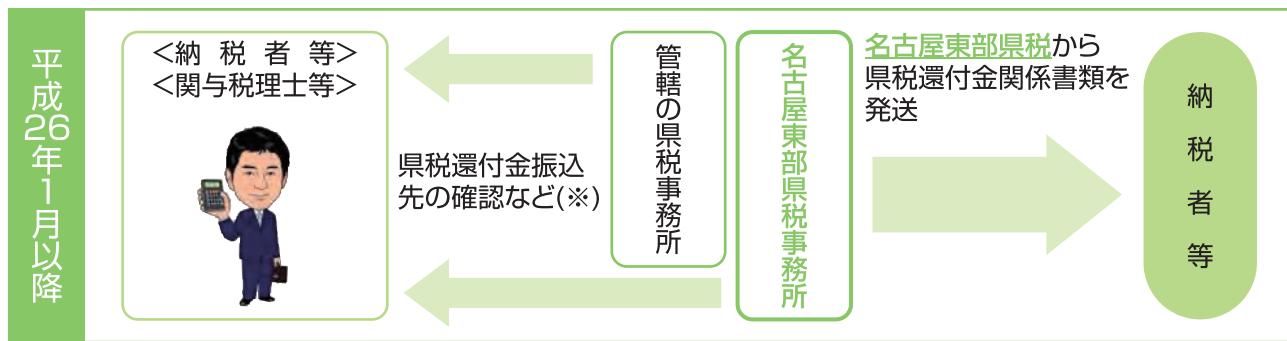
日頃から本県の税務行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、現在、県内10か所の県税事務所で行っております県税還付業務（※）について、平成26年1月1日から名古屋東部県税事務所に集約します。（※県税還付金関係書類の発送業務、還付譲渡の受付審査業務など）

つきましては、平成26年1月以降の県税還付金についてのお問い合わせは、名古屋東部県税事務所までお願い申し上げます。

なお、変更となる業務体制は次のとおりです。





※県税還付金の振込先をご確認させていただく場合に、管轄の県税事務所だけでなく名古屋東部県税事務所からも行うことがあります。

※県税申告書等の提出先や納税証明書の申請先は変更ありません。

お問合せ先（平成26年1月6日以降）

〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9(スカイオアシス栄内) 名古屋東部県税事務所 電話 052-953-7799

○お問合せ先（平成25年12月27日まで）

名古屋北部県税事務所 総務・広報・管理グループ 電話 052-531-6302

「あいち森と緑づくり税」の延長について（お知らせ）

愛知県では、本県の森と緑を県民共有の財産と位置づけ、県内の「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するため、平成21年度から「あいち森と緑づくり事業」を10年計画で実施しています。

この事業の主な財源である「あいち森と緑づくり税」の当面の課税期間は、平成25年度までの5年間としておりましたが、県内の森や緑の状況や事業に対する意見、要望などを踏まえ、「あいち森と緑づくり税」の課税期間を5年間（平成31年3月31までの間に開始する事業年度分まで）延長することとしました。

なお、この「あいち森と緑づくり税」は、法人の皆様につきましては、法人県民税均等割の税率の特例（超過課税）として御負担いただいております。

また、個人の方につきましては、個人県民税均等割の税率の特例（超過課税）として、一律年額500円を御負担いただいております。

愛知県における法人県民税（均等割）の税率

資本金等の額	従前の均等割額（年額）	あいち森と緑づくり税（年額）	納める均等割額（年額）
50億円超	800,000円	40,000円	840,000円
10億円超50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
1億円超10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円超1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
上記以外の法人	20,000円	1,000円	21,000円

納める方法

従前の県民税均等割額に加えて申告納付します。

適用期日

平成21年4月1日から平成31年3月31までの間に開始する各事業年度

○お問合せ先　名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ
電話 052-531-6304

名古屋市税だより

〔給与支払報告書提出のお願い〕

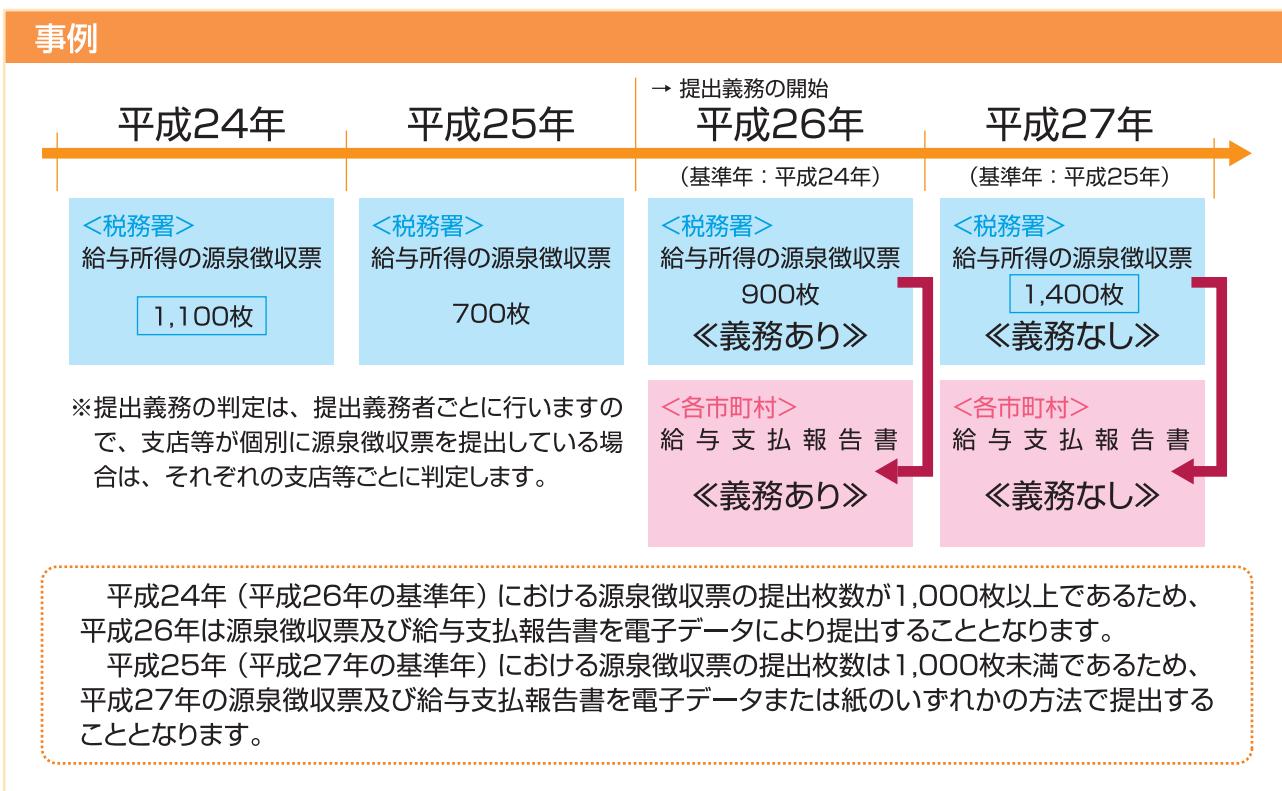
平成25年中に給与等を支払ったかたは「給与支払報告書(個人別明細書・総括表)」のご提出をお願いします。なお、「給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問」を名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

- | | |
|------|--|
| 提出範囲 | (1) 平成26年1月1日に給与等の支払いを受けているかた
(2) 平成25年中に退職されたかたで支払金額が30万円を超えるかた
(退職されたかたで支払金額が30万円以下のかたについても提出のご協力をお願いします。) |
| 提出先 | 平成26年1月1日(退職されたかたは退職時)に
○名古屋市内に住所のあるかた
名古屋市個人市民税特別徴収センター
〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号 (丸の内会館)
電話 052-957-6930 FAX 052-957-6934
○名古屋市外に住所のあるかた
各市(区)町村の市民税担当課(係) |
| 提出期限 | 平成26年1月31日(金)(なるべく1月20日(月)までにご提出をお願いします。) |

〔電子データによる給与支払報告書の提出義務について〕

平成26年1月以後に提出する給与支払報告書について、税務署への源泉徴収票を電子データ(エルタックスまたは光ディスク等)により提出することが義務付けられた給与支払者(注)である場合には、あわせて各市町村に提出する給与支払報告書についても、電子データにより提出することが義務付けられました。

(注) 基準年(前々年)に税務署へ提出すべき源泉徴収票が1,000枚以上である給与支払者



〔償却資産申告書提出のお願い〕

平成26年1月1日現在に償却資産を所有するかたは、償却資産をお持ちの区ごとに申告書を作成し、市税事務所へ申告してください。

提出期限 平成26年1月31日（金）

提出先 栄市税事務所固定資産税課償却資産係

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）

電話 959-3309 FAX 959-3319

〔納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください〕

▽ ご利用いただける市税

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

▽ お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、市税の取扱金融機関へお申込みください。

▽ 取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

※一部、愛知県内の店舗に限って取扱が可能な金融機関がありますので、ご注意ください。

▽ 口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

▽ 振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

▽ 振替日

各納期の最終日、前納（1年分）の場合は、第1期の最終日です。

▽ 問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号 電話 957-6931 FAX 957-6934

確定申告会場のご案内

中産連ビル 2階集会室

名古屋市東区白壁三丁目12番13号

【アクセス】

基幹バス又は路線バス／清水口バス停徒歩3分
名鉄瀬戸線／清水駅又は尼ヶ坂駅徒歩5分

【開設期間】

平成26年2月12日（水）～3月17日（月）

【注意事項】

開催期間中、名古屋北税務署庁舎内では、申告書の提出はできますが、申告書の作成指導は行っておりませんのでご了承ください。

当会場には無料駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。



消費税の価格転嫁と価格表示についての対策と注意点

名古屋税理士会名古屋北支部 浅野哲司

《消費税の価格転嫁について》

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることが決定しました。

消費税率が8%に引き上げられると、基本的には増税分を商品等の販売価格に上乗せ(転嫁)することとなり、販売先(得意先)に負担してもらうこととなります。税率が上がっても、適正に価格転嫁ができれば、事業者では消費税の納税額は増加するものの、資金的な負担の影響は受けません。しかし、3%の増税分を価格転嫁できなかった場合は、当然売上高の3%部分に対応するキャッシュは入ってこないと同時に他の事業者と同様、仕入や経費に掛かる消費税は8%で請求され、支払うことになるので、資金的に苦しくなり、結果的に自社で消費税を負担することになります。

価格転嫁ができないと自社の経営への影響は避けられません。価格転嫁をスムーズに行うために、以下の事項をチェックしましょう。

【消費税の価格転嫁へのチェック項目】

- ①売上単価の維持、限界利益の確保、安易な値引きの禁止などを社内で徹底しましたか?
- ②事前に得意先等と消費税について打ち合わせを行い、増税分のアップに理解を得るようにしましたか。
- ③「価格の表示に関する特別措置」により、消費税込みの総額表示だけでなく、本体・税額別記表示とすることを検討しましたか。(後述)
- ④営業担当者等に、平成26年4月1日以後の商品の引渡し、サービス提供等から消費税率の引上げが予定されていることについて、取引交渉や契約の仕方などを周知していますか。

消費税転嫁対策特別措置法が施行されました。

中小企業・小規模事業者が取引先に商品等を納入する際に、減額や買いたたき等により消費税の転嫁を拒否することなどを定めた法律です。売り手、買い手いずれの立場にもなり得るので注意しましょう。

(1) 対象となる事業者

- ①特定事業者=「転嫁拒否等をする側」「買い手」
 - ・大規模小売事業者(大手スーパー、コンビニなど)
 - ・特定供給事業者と継続して商品などの取引している事業者
- ②特定供給事業者=「転嫁拒否等される側」「売り手」
 - ・大規模小売事業者に継続して商品等を供給する事業者
 - ・資本金等の額が3億円以下の事業者及び個人事業者等

(2) 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給業者に対し、以下の行為を行ってはならないとされています。

- ①消費税の転嫁拒否等の行為
 - イ 減額、買いたたき。
 - ロ 購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制
 - ハ 税抜き価格での交渉拒否
- ②報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引量を減らし、取引を停止し、その他不利益な取り扱いをすること。

※相談窓口も設置されています

消費税価格転嫁等総合相談センター
専用ダイヤル 0570-200-123

《消費税アップに伴う価格表示の方法について》

税率アップに伴い、小売店など直接消費者を顧客とする事業者は既述の「価格転嫁」という観点からも、値札やメニュー、商品カタログ等の価格表示を変更しなければならない可能性があります。

原則は総額表示（税込価格表示）

從来から消費者に対して商品やサービスを提供する課税事業者には総支払金額がわかるように総額表示(税込価格表示)の義務がありました。財布を開いて実際に支払う金額を表示しなければいけないということです。レジで別途消費税を請求されて舌打ちしたくなつた経験はないでしょうか?

※事業者間の取引には総額表示義務はありません。

※免税事業者には税額表示についてのルールはありません。

《総額表示の例》

1,080円(税込)	1,080円(税抜価格1,000円)
1,080円(うち消費税額等80円)	

例外的に認められる税抜きの価格表示

(平成29年3月31日までの期間限定。すみやかに税込表示に変更の必要あり)

(1) 個々の値札や看板、チラシに掲載した個々の商品に税抜き価格であることを明示する方法

《税抜表示の例》

1,000円(税抜価格)	1,000円(本体価格)	1,000円(税別)
1,000円+税	1,000円+消費税	

(2) 店内の掲示等により一括して税抜価格であることを明示する方法

個々の値札等においては1,000円と税抜価格のみを表示し、別途店内の消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に「当店の価格は全て税抜表示となっています」といった掲示を行う。

(3) 税込価格と税抜価格を併記する方法

税込価格が見やすく、誤認されないように注意が必要

《税込・税抜併記方式の例》

1,000円(税込1,080円)	1,000円(税込1,080円)
※税込価格の背景を色網掛け	
1,000円(税込1,080円)	1,000円(税込1,080円)
※アンダーライン	

※文字の大きさが極端に違う場合はダメ

旧税率(5%)のカタログやチラシなどの使用について

平成26年3月31日までに商品等の納品(引渡し)が完了していれば特に問題ありませんが、3月31日までに受注し、納品が4月1日以降になる場合には、消費税は8%になりますが、消費者は5%と誤解する可能性があります。

一般の取引の契約書や見積書の記載金額について

消費税については、商品等の引き渡し時点の税率が適用されます。したがって、一般の契約書の契約金額や見積書の見積金額の消費税額の表示については次のような注意が必要です。

①新たに契約書を作成する際の注意点

その商品等の引き渡しが平成26年4月1日以降になる場合は、消費税は8%で計算することになるので、契約書には引き渡し時における消費税率が適用されることを明示しておくことが必要です。

②現在の契約書等についての注意点について

現在の契約書に消費税についての記載がないと、税率アップ後も同じ取引金額となり、結果として消費税を転嫁できないと実質的な値引きとなってしまいます。

以上のように、消費税の変更に伴う対応は資金繰り等の経営に影響を及ぼす可能性があるため、平成26年4月1日に向けて早めに対策を検討することが大切だと思います。

理念は地域貢献

守山支部／医療法人八誠会 落合 隆

明けまして、おめでとうございます。

名古屋北法人会の皆様には、ご家族或いはお友達と穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、最初に医療法人八誠会の紹介をさせて頂きます。医療法人八誠会と言うと、ピンとこないかもしれません、守山自衛隊の近くにある精神科単科の守山荘病院を運営する法人と言えばおわかりだと思います。

当法人の定款には目的として、「本社団は、病院を経営し、科学的でかつ、適正な医療を普及することを目的とする。」と記載しております。特に精神科とは書いてありませんので、私達の法人は病院を運営し適切な医療を行うことが目的となります。医療と言っても様々な診療科（代表的な内科の中にも、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科など沢山あります。）がありますから、将来的には別の診療科に変えることも可能です。（しかし、実際に診療科を変更する場合、山のような書類を監督官庁に提出しないと許可が下りないでしょう。気が遠くなるような作業が必要となります。）

また、定款には病院経営の他に5種類の事業を行うとあります。この5種類の正式名を挙げてみましょう。皆さんもウンザリされると思います。



- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

多分、一般事業会社の定款にある目的の欄には、○○製造とか、○○販売とか、簡単な言葉で書いてあると思います。例えば、これらの事業の中にある「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」は、「障害者総合支援法」という略称が存在します。私個人は長ったらしいのを止め省略した簡単な事業名称になることを望みますが、監督官庁の指導により一字一句変更は認めないと言うことでこのような形となりました。行政の方々は些細な事に拘る習性があるのでしょうか。私にはこのような拘りは理解できません。

横道に逸れましたが、これらの事業を簡単に説明すると3種類に分類できます。

- (1) 障害者（障害には知的、身体、精神の3障害がありますが、当法人では精神が中心です。）に住居を提供する、或いは就労を支援する障害福祉サービス事業
- (2) 障害者或いはその家族の様々な相談に応じ支援する事業
- (3) 障害者の日中の生活（食事をする、友達を作る、外出する等）を支援する事業

これらの事業は、医療と言うよりむしろ福祉に関係するもので、我々はこれらを一括りにして福祉サービスセンターと呼んでいます。結局、当法人は、精神科医療を行う守山荘病院と障害者（特に精神障害者）に福祉サービスを

提供する福祉サービスセンターを運営していることになります。

次に、当法人の中でかなり大きなウェイトを占める守山荘病院についてご説明しようと考えましたが、外来部門、入院部門、リハビリ部門など多岐に亘るため割愛させて頂きます。詳細につきましては、守山荘病院のホームページをご覧ください。ホームページのアドレスは、以下のとおりです。

<http://www.8seikai.jp>

その中には、守山荘病院の理念、沿革・概要、認知疾患医療センター業務、様々な活動などが書いてあります。ご一読頂ければ幸いです。

守山荘病院は、昭和27年4月に設立され平成25年4月で創立61年を迎えました。開院30周年を記念して作られた記念誌を繙くと、「創業者は、社会に放置され、治癒への希望もなく、世人の偏見のもとに不幸な生活を余儀なくされている精神病者を一人でも多く救うことはできないか、また精神病は遺伝であるとする当時の一般認識に対して、何とか近代の精神医学・精神医療がそれを否定するだけの実績をつくり上げて欲しいと言う悲願に燃えて、私財を投じて始めた。」と書いてあります。開院時とは状況は変わりつつありますが、我々に課せられた創業者からの宿題はまだまだ残っています。少しでもその想いを実現したいと思います。

現在、当院は理念として「誠実で開かれた医療を行い、地域に貢献します。」を掲げています。精神の病に苦しんでいる患者さんに適切な治療を施し少しでも苦痛を和らげることができれば、患者さんにとって一時の幸せに繋がると思います。患者さんの幸せが、間接的に地域の方々の幸せになることを信じています。目に見える地域貢献ではありませんが、地道に精神科医療を進めていくことが我々の責務であり使命だと考えています。

最後に、名古屋北法人会の皆様のご多幸、ご健勝、並びに事業の益々のご繁栄をお祈り申し上げます。



活動レポート

見学研修会



8. 31 守山北支部見学研修会
アサヒビール名古屋工場



10. 19 若葉・北陵支部合同見学研修会
味噌醸造見学・松本方面



10. 22 杉村・大杉・清水支部合同見学研修会
伊勢神宮・鳥羽方面



10. 28 守山・小幡・大森・森向支部合同見学研修会
知多方面



11. 6 楠東・楠西支部合同見学研修会
世界遺産富士山・清水方面



11. 12 金城・西支部合同見学研修会
ガスエネルギー館・南知多方面

研修会

9. 19 杉村・大杉・清水支部合同研修会
 10. 17 楠東・楠西支部合同研修会
 11. 6 金城・西・若葉・北陵支部合同研修会

研修内容

演題 「法人税・消費税の改正点を中心に」
 講師 名古屋北税務署 法人課税担当官 殿



演題 「陽子線治療ご存知ですか?」
 講師 名古屋市立西部医療センター陽子線治療センター
 運営企画室長／診療放射線技師 辻 俊司 氏
 •「メンタルヘルス対策セミナー」も実施



講演会

11. 19 守山7支部合同教養講演会 守山スポーツセンター
 演題 「リーダーのための「10倍伝わる話し方」」
 講師 渡辺美紀 氏



役員会

8. 29	若葉支部	9. 19	清水支部	9. 27	西支部	10. 25	みどり支部
9. 12	守山7支部長	9. 20	楠東支部	10. 1	小幡支部	11. 28	森向支部
9. 17	北陵支部	9. 20	楠西支部	10. 4	大森支部		
9. 19	杉村支部	9. 24	守山北支部	10. 7	守山支部		
9. 19	大杉支部	9. 25	瀬古支部	10. 17	金城支部		

法人会だよりに掲載されている支部見学研修会／女性部会見学研修会集合写真がホームページよりダウンロードできます。

名古屋北法人会ホームページ <http://www.kitahou.or.jp/>

お知らせの下部分のダウンロードサービス(会員限定)クリック

会員の皆さまへ
 各部会の活動記録の写真のダウンロードサービスを開始
 いたします。ご希望の方は下記の事務局までご連絡ください。
[>ダウンロードサービス\(会員限定\)](#)

[ID／パスワード ユーザー名 (U) : kitahou パスワード (P) : 9153886]

ご不明な点がありましたら事務局までお問い合わせ下さい。



新会員紹介

平成25年8月1日～11月30日

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓奨者
山 田	ブジューペル(同) 北区山田4丁目12-4 フラット大曾根	村田ひとみ 916-3786	訪問介護・障害者福祉サービス	
清 水	(株)中島モータース 北区清水4丁目12-24	中嶋 卓 991-2705	自動車、自転車、オートバイ修理販売	(有)神田鉄工所
金 城	(株)エム・オー・シーホールディングス 北区田幡1丁目7-8	三宅 保雄 981-0336	不動産管理	草川工業(株)
//	金松産業(株) 北区金城1丁目7-23	鈴木 邦夫 911-2437	プラスチック容器製造	大和グラビヤ(株)
西	(株)アス・ライズ 北区中丸町1丁目9-2	齋院志保美 740-0889	飲食業、結婚情報サービス	
楠 西	(株)ネットフィールド 北区楠1丁目1808-1	鈴木 光弘 909-6631	電気通信工事業	
//	(有)新緑エンジニア 北区落合町212	茂庭 義則 902-2638	管工事業	(株)中日スタヂオ
守 山	松田建工(有) 守山区長栄8-36	松田 誠 792-0937	建築板金	
小 幡	粹商事(株) 守山区苗代1丁目13-35	伊東 忠彦 768-5922	リネン事業、就労支援事業	賃ハートエージェンシー(北陵)
//	(株)Suzuki防水 守山区野萩町8-17	鈴木 雅智 739-6992	塗装業	
みどり	(株)華の花 守山区竜泉寺1丁目919 シニアハウス竜泉寺1F	吉岡 泉 796-3590	介護	中京銀行守山支店(瀬古) 株ナカシロ(守山北)
守山北	(有)中部テック 守山区白沢町268	木村 耕 795-4003	建設工事業	
//	(株)トータルクリーンサービス 守山区西川原町242	大西 明見 794-8880	資源リサイクル&産業廃棄物収集運搬	

会員の皆様で、ご近所の会社・取引先・同業者の法人会社で、まだ名古屋北法人会に加入されていない会社をご存知でしたら、事務局まで紹介をお願い致します。

また現在、法人会に入会されていない会社の方で関心がございます方は事務局までお問い合わせ下さい。事務局 (TEL : 915-3886)

法人会からのお知らせ(予告)

平成26年4月1日（来年度）より、北法人会の人間ドック補助額が下記のとおり変更となります。

現在(平成25年度まで) 1名につき 6,000円

変更後は…

平成26年4月1日(平成26年度)から

1名につき 4,000円 となります



愛知県中小企業共済 にご加入されますと

1名につき 5,000円 補助

※補助額の合計が9,000円となります。(平成26年4月1日～)

～ご加入・お問い合わせは、[名古屋北法人会](#)までお電話ください～

名古屋北法人会・TEL:052-915-3886

中小企業庁からのお知らせ

事業承継税制が使いやすくなります!

平成25年度税制改正で事業承継税制（非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度）が拡充され、中小企業の皆さんにご活用いただきやすくなります！

事業承継税制とは？

中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続：80%分、贈与：100%分）制度です。

<税制改正のポイント>

(1) 事前確認の廃止 ～手続の簡素化

現在 制度利用の前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり。

→ 平成25年4月～ 事前確認を受けていなくても制度利用が可能に。

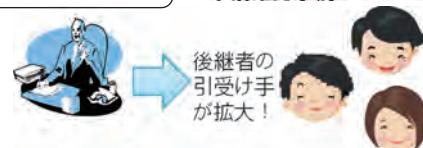


手続の負担が軽減！
事前確認手続

(2) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に

現在 後継者は、現経営者の親族に限定。

→ 平成27年1月～ 親族外承継を対象化。



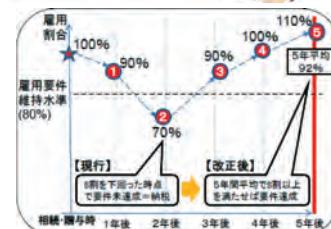
後継者の引受け手が拡大！

(3) 雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮

現在 雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

→ 平成27年1月～※ 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。



(4) 納税猶予打ち切りリスクの緩和

～利子税負担を軽減

現在 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。

→ 平成26年1月～※ 利子税率の引き下げ（現行2.1%→0.9%）。

→ 平成27年1月～※ 承継5年超で、5年間の利子税を免除。

～事業の再出発に配慮

現在 相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。

→ 平成27年1月～※ 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除。

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

(5) 役員退任要件の緩和 ～現経営者の信用力を活用

現在 現経営者は、贈与時に役員を退任。

→ 平成27年1月～※ 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。（有給役員として残留可）

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

(6) 債務控除方式の変更 ～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

現在 猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出。

→ 平成27年1月～ 現経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

<事業承継税制のお問い合わせ先>

部局名	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-1783(直通)	北海道
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-221-4922(直通)	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-600-0323(直通)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748(直通)	富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6023(直通)	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5661(直通)	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8529(直通)	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部 中小企業金融室	092-482-5448(直通)	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-866-1755(直通)	沖縄
中小企業庁事業環境部財務課	Tel:03-3501-5803	中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html

青年部会

活動レポート

その他の活動

8. 23 親睦ボウリング大会 キャッスルボウル
終了後、懇親会「一里」

8. 26 第12回青年部会情報交換会 柳橋ビアガーデン

9. 29 守山区区民まつり協賛 守山区三菱電機グランド

9. 30 第13回青年部会情報交換会 車道トヲフ

11. 7 第27回法人会全国青年の集い（広島大会）
～8



◇ 今回は6名で参加しました。

広島大会では全国から参加した、青年部会の租税教育に関するプレゼンを見ることができました。

一般的な活動に留まらず、色々な取り組みをしていることに大変刺激を受けました。

この刺激をしっかりと生かして、名古屋北も租税教育活動に取り組んで行きたいと思っております。

今後とも積極的なご参加をどうぞ、よろしくお願ひいたします。

11. 27 第13-2回青年部会情報交換会 木曽路黒川店

役員会

8. 5

9. 11

10. 16

名古屋北法人会 青年部会情報交換会

日時／平成25年11月27日（水）

場所／木曽路黒川店にて

名古屋北法人会広報委員会より、青年部会イチ押しの事業である「名古屋北法人会青年部会情報交換会」の報告をいたします。



この会は納税への知識を深めること、新会員加入勧奨の場、会員同士のさらなる交流を目的とした会です。税務の勉強においては、法人会内でも税務教室という場で税務署の方から、しっかりと授業を受けることはできます。しかし、この会では会員自身が税務への自らの疑問や問題を定義し、会員同士で話し合いながら学んでいく会です。

11月27日のテーマは「消費税率変更に伴う対応（経過措置の適応に係るケース）」でした。現在5パーセントの消費税率は、平成26年4月から8パーセントに引き上げられる見込みです。これにより、各々の商売によって色々な対応していくなければならなくなります。今回の会では、前半に経過措置の対応にあたるケースを学び、後半は食事をしながら実際の対応などについて、会員の方から活発な意見や感想を頂きました。 とここまでお話すると、なんだかとても堅い会なのでは?と感じられ敬遠される方もいらっしゃるかと思いますが会員同士のさらなる交流を目的ともしております。ですから、毎月の幹事が趣向を凝らして会が盛り上がるようになっております。納税の話をしながら盛り上るとは、どういう事なの?と少しでも興味が湧きましたら、是非一度参加してみて下さい。

2014年度もこの事業は月1回のペースで続けてまいります。ご興味のある方は、是非事務局までご連絡を下さい。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

名古屋北法人会青年部会 広報委員会

名古屋北法人会青年部会でフェイスブックをやっています。
「いいね」ボタンを押してくださいね！



見学研修会

10月24日、女性部総勢42名で見学研修会に参加させて頂きました。当日は雨の予報でしたが、幸いにも雨降ることなく太陽光が差し込む中、黒川より出発致しました。



まず始めに常滑市にある(株)LIXIL (旧INAX)

を見学しました。常滑は日本六古窯の一つとして有名ですが、その街にある榎戸工場もやはり便器、洗面器等の衛生陶器を製造しています。敷地は約85,000m²（建物約63,000m²）。工場内は、あまり早く乾燥すると便器にヒビが入ったりするため、気温30°C、湿度50%以上とかなり蒸し暑い中での作業をされていました。成形には従来からの手法である石膏型と新手法の樹脂型の2つのラインがあり、石膏型では1日当たり2個の生産だったものが、樹脂型では1時間に3個、1日辺り約70個生産でき、月に1万個から2万個の成型を可能とし、24時間オートメーション化されていました。コンピューターにより管理されたその機械による衛生陶器の成形と接合は、緻密で繊細な動きで、コンピューター技術の躍進に感嘆でした。

便器の製造工程は、原料仕入れ → 原料の微粉碎 → 攪拌・寝かし → 鋳込成形・接合 → 乾燥 → 選別・仕上げ → 施釉 → 焼成

その様子は、茶碗や器を作るのと同じ、“便器って本当に陶器なんだなあ・・・”と改めて驚きがありました。

展示室では時代を追って衛生陶器が展示されていました。国内初の温水シャワートイレに、新しいものでは、“お掃除リフトアップ” “ラクふきフォルム” 等、“オンナゴコロ”を製品開発に掲げていて、心配り、思いやりを感じました。今ではトイレの空間はお洒落で憩いの場と変容しました。消費者の思いを受け取り、より便利に快適に製品開発して下さっていることに改めて感謝の思いでした。

2時間の工場見学を終え、次はお楽しみのランチ、セントレアに入っている「クイーン・アリス」へ移動です。

天候もよかったので、スカイデッキを歩き、風と風景も楽しみました。素敵な空間で絶妙なハーモニーな美味しいフレンチを満喫しました。

時間に余裕があるので、セントレアから15分程車を走らせ、昨年12月にオープンした、めんたいパークに寄りました。屋根に乗った大きな赤い明太子のキャラクターが遠くからでもよく目立っています。めんたいミュージアムでは、スケソウダラの生態や明太子の作り方を見ることができ楽しくお勉強でき、できたて明太の味見も楽しみました。

最後に碧南市にある七福醸造(株)の工場内にある“ありがとうの里”を見学しました。七福醸造(株)は日本で最初に「白だし」を開発した蔵元で、唯一JAS有機白醤油工場の認定を受けています。

工場見学では、「こだわり・感謝・愛情」を随所に感じました。

8時始業のこの会社は、1時間かけて、環境整備の時間があります。これはトイレ、事務所、階段、設備など、サビひとつ、埃ひとつ無いように、一所懸命磨く。磨くことで、自分を見つめ直す。自分の心を磨く事で、気づきを促す。気分がスッキリして、“ありがとう”的気持ちでいっぱいになる、そうして今日も一日がんばるぞ~と気合が入るそうです。

白醤油の熟成に使われる4つの深層発酵タンクには「ありがとう」の文字が赤く大きく立派に書かれていました。言葉は波動であり、水はその音に共鳴して、綺麗な結晶になったり、歪な形になったりします。容器にその文字を入れることで、その文字の音の波動に共鳴して、愛いいっぱいの白醤油ができるということです。

ここで作られる商品全てに、「ありがとう」が印刷されていて、いつまでも美味しいと感謝の思いが込められていました。こちらの白醤油は、低温で一般的な醸造期間より2、3倍長く醸造させていました。できたてを味見させていただきました。コハク色で旨みがあり、すっきりした味わいでした。

白だしの素材は天日塩のみをじっくり醸造させた白醤油をベースに、大分県産どんこ椎茸、一本釣りの鹿児島県枕崎産本枯れ節、北海道産昆布を煮出しただし汁に、三河本みりん。この厳選し丹精込めて作られた白だしの試食を味わわせていただきました。すっきりして、香りあり旨みあり、早速皆さんお買物を楽しまれています。

1時間程の見学を終え、帰路に着きました。

今回製造をされている人たちの思いに触れ、そのものに対する愛しさも増えました。

お互いを知ることでお互いの思いを受け取りまたその感謝の気持ちを共有し、循環の世界を改めて感じました。この機会を与えて頂きましたことに感謝を致しております。ありがとうございました。



(広報委員林 美支子)

女性部会

活動レポート

その他の活動

9. 10 税に関する作文コンクールの審査
(納税貯蓄組合主催協賛) 北税務署会議室

9. 29 守山区区民まつり協賛 守山区三菱電機グランド

◇ 税についての紙芝居を行いました。税の必要性、使われ方を子どもに限らず広く市民に伝えました。



11. 5 「税を考える週間」街頭宣伝
黒川バスター・ミナル・アピタ北店
ピアゴ守山店・ジャスコ守山店



役員会

9. 10

10. 1

11. 21

市内9法人会合同講演会

「中国の経済・政治状況と 日中関係の行方」

講師／評論家

石平(せき へい) 氏

日時／平成25年10月2日（水）

会場／日本特殊陶業市民会館



プロフィール

1962年 中国四川省成都市生まれ。
1984年 北京大学哲学部卒業。
1988年 留学の為に来日。
1995年 神戸大学大学院文化学研究科博士課程終了
日本・将来世代国際財団総合研究所勤務
2002年 フリーの立場で評論活動に入る
2007年 日本国籍に帰化
日中問題、中国問題を中心に講演・テレビ出演等で活躍中
著 書：「中国大逆流」「中国経済がダメになる理由」
他多数

出口の見えない減速期に入った 中国経済

この数年間、緩やかですが中国の経済成長率が下がっています。

シャドーバンキングも経済成長率の低下も、背後にあるのは中国経済の構造です。

国内は慢性的な内需不足に悩まされ、中国の個人消費率は約37%です。日本は60%前後で6割程度が国民の消費に支えられて健全だと思いますが、中国は人口13億人の国民の消費率が4割未満なのです。残りの6割は公共投資、民間の設備投資、不動産投資の拡大で経済成長を支えてきました。

消費の低さの原因は貧富の格差の拡大です。この十数年間、富があまりにも一部の人々に集中しすぎました。調査機関の結果では、民間貯蓄の75%が人口の1割の人々によって蓄えられ、半数の家庭はほとんど貯金もなく、あまりお金を使いません。

経済運営の最高責任者であった温家宝首相が在籍中の10年間にどういうやって経済成長率を維持してきたか。切り札は2つ、ひとつは政府による財政出動です。景気が悪くなると中央銀行からお金を引き出して大型の財政出動して公共事業投資をしました。もうひとつは金融緩和政策です。国有銀行に号令をかけて、民間の不動産投資や設備投資の拡大を促して、高い

成長率を維持したのです。

2008年にリーマンショックがあり世界同時不況になりました。中国も大きな影響がありました。日本政府が財政出動するなら数兆円ですが、温家宝政府は64兆円もの財政出動をして公共投資して景気回復を図りました。

一昨年中国の高速鉄道で大きな事故がありましたが、その高速鉄道は64兆円の財政出動のときに建設が始まり、数年間で数千キロの高速鉄道が急スピードで整備されました。中国の高速鉄道は、人が乗るために造ったものではなく、財政出動のために造ったものです。

金融緩和によってインフレに

温家宝政府がやった金融緩和政策で、お金が大量に銀行から放出されて民間に回り、不動産投資の拡大を促し、その結果不動産バブルが始まりました。

それは中国ならではのやり方です。中央銀行に独立性はありません。総裁は首相の部下ですから、中央銀行に電話すれば温家宝は無制限に財政出動できるのです。中央銀行のお金が底をついても困りません。造幣局に電話すればお札はいくらでも刷ってくれます。常にこのやり方で景気を維持していました。

しかし、大きな問題が生じました。「流動性過剰」です。実体経済のサイズ以上に中央銀行は多くのお金を発行、流通させました。中央銀行の昨年の発表によれば、流通しているお金は103兆元（日本円なら1,640兆円）。中国の昨年のGDP（国内総生産）は52兆元ですから、GDPの2倍ものお金が流通しているのです。流動性過剰によってお金の価値が減りモノの価値が上がりました。消費者物価指数は、2009年11月まで0.6%でしたが、12月に1.9%に上がりインフレが始まり、ピークに達したのは2011年8月で6.4%でした。特に上昇率が激しかったのは食品で、毎月十数パーセント上昇しました。

経済成長はしたのですが、富はある一部の人々にだけ集中し、貧困層の裾野が広がりました。政府の発表では、貧困層は都市部だけでも1億5千万人と言いましたが、政府の発表する悪い数字は2倍にするのが正しいというのが常識です。都市部だけでも数億人の貧困層の人々がぎりぎりの生活をしています。食品を中心に物価が毎月十数パーセント上昇すれば、いずれか貧困層の人は食べていけなくなり、そうなると革命が起きます。政府は危機感をもち、インフレを押さえるために2010年秋から2012年春まで金融引き締め政策をして、結果、消費者物価指数が1.7%になり、インフレが落ち着きました。

シャドーバンキングの実態

しかし中国経済は大きなダメージを受けました。中国経済の6割を支えていたのは民間の中小企業でした。中国は国営銀行ですから、優先して国有大企業に貸し出して民間の中小企業の面倒をあまりみません。2011年と2012年の金融引き締め政策でますます中小企業にお金が回らなくなって、結果的に中小企業の倒産ラッシュになり、中国経済全体がダメになって成長率が大幅に下がったのです。

そのなかで民間資本が闇金融になって中小企業を相手に高い金利でお金を貸す商売がはやりました。「高利貸」です。利息は年間80%の高金利です。貸す側にしたら暴利です。それに乘じて一部の国有大企業も高利貸の商売に参入しました。国有大企業は、普通の金利でお金を借りられる特権をもっていますから、安い金利でお金を借りて、それを中小企業相手に高い金利でお金を貸すのです。その暴利に気がついたのが国有銀行です。そんなオイシイ商売なら自分たちでやればいいと、国有大銀行も第3セクター的なものを作って資金を注入して中小企業にお金を貸すようになりました。それがシャドーバンキングです。しかも一般個人投資者からもお金を募りました。理財商品です。シャドーバンキングは益々規模が大きくなって、一説によれば中国のGDPの4割、30兆元の世界とも言われ、その規

模は誰にもわかりません。

シャドーバンキングから借りているのは中小企業です。多くの中小企業はお金が返せなくなったら逃げればいいと、中小企業の夜逃げラッシュになりました。

各地方政府もお金を借りました。幹部たちは利権に預かることができるから公共事業プロジェクトをやりたがるのです。試算によれば、地方政府の負債額は約20兆元、GDPの4割相当です。でも彼らは返済するつもりはありません。地方政府のトップは数年間で交替しますから、いまのトップが借りても次のトップになれば、俺は知らないと言うでしょう。

今後、数年以内にシャドーバンキングの資金はほとんど返済されず、破綻します。破綻すると関わっている国有大銀行、国有大企業、個人投資家も大変なことになります。中国政府はシャドーバンキングの問題を解消したいのですが、潰すと金融システムが全滅しますから、温存していくしかないのでしょう。

今までの大型財政出動と金融緩和で高度成長してきた中国独特の経済成長戦略が終焉を迎えているのです。

最近、もうひとつ気になる動向は、銀行が住宅ローンの融資を止めてしまったのです。誰も不動産を買わなくなり、結果的に売れなくなります。不動産開発業者は大量の在庫を処分するために不動産価格を大幅に値下げして売り出し始めると、不動産価格の暴落が始まり、金融危機の問題が深刻化します。大量の不良債権が生じます。

金融危機が発生するとどうなるか。2011年、成長率は10%以上あり経済は繁栄していたのですが、暴動事件は一日平均500件も起きていました。なぜ中国は暴動が起き易い脆弱な社会なのか。貧富の格差です。この十数年間に取り残された大量の貧困層、特に労働者たちの不満が高まって中国社会が不安定なのです。

もうひとつの危険な要素は「流動人口」です。その90%が20代から40代の農民工で、農村から都市部に職を求めてあちこち流れている人々です。彼らは農村



に生活基盤はありません。今年の政府の発表では2億6千万人います。彼らは社会に対して不満をもっています。暴動の参加者の大半はそういう人々です。今まで労働力として彼らを吸収してきた産業部門は公共事業や不動産の工事現場でした。公共事業投資が減り、不動産バブルが崩壊して建設も減ると、そういう人々が農村にも戻れず「流民」となり、もうひとつの时限爆弾が増えて不安定な社会になると思います。

タカ派の習新政権

社会の不安に対して共産党政権はどうするか。昨年11月から習新政権になり、国内に対する統制を強めています。今年8月から言論人、インターネットで発信している人に対する取締りが厳しくなり何百人と逮捕されました。

そして習新政権の政策理念を「民族の偉大なる復興」として、タカ派政権の色合いを強めています。意味は、昔（近代以前）の中国は偉かった。中国がアジアの中心であったが、近代になって日本が生意気になって中国をいじめ出した。それで中国は大変な屈辱を味わった。中国が受けた屈辱を精算して近代以前の栄光ある地位を取り戻す、つまり中華帝国の復権を目指しているのです。そのために提唱しているキーワードが「強軍」です。この2つのキーワードを連結すると大変に危険です。民族の偉大なる復興を成し遂げるための強い集団が軍隊で、平和のための軍隊ではありません。戦争も辞さないという考え方です。

習新政権としては、高度成長が止まり、バブルの崩壊と流動人口が爆発して国内の收拾がつかなくなつたとき、頼りにするのはナショナリズムしかありません。ナショナリズムを高らかに掲げて、対外的に強い姿勢に出ることによって国民に目を外に向かわせて、心の不満を和らげる方策に出る可能性もあります。そうなると日中関係にも大きな影響を与えます。

2つのチャイナリスク

尖閣問題ですが、昨年9月に日本政府が国有化に踏み切ったことで、日中間の緊張がかなり高まりました。野田政権としては日中関係が悪くなることを避けるために国有化したと思いますけれど、中国は猛反発しました。反日デモが横行して反日暴動になり、緊迫した状況でした。

その反日デモは官製デモ（政府が動員・組織したデモ）です。なぜなら参加者に日当が出ました。北京の大蔵省の前でデモの参加者たちは生卵を投げましたが、あの生卵は政府関係者がトラックで運んで配ったものです。

しかし中国は日本に対して外交的な強硬措置はとり

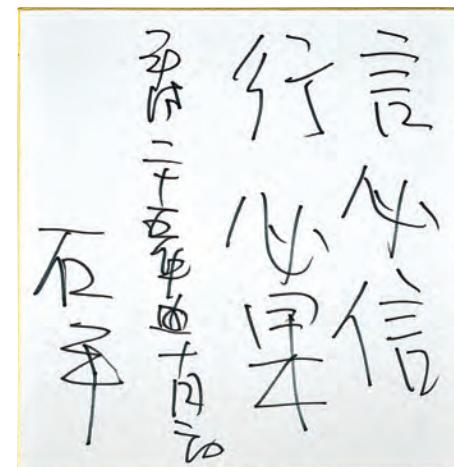
ませんでした。中国政府は日本大使を日本に召還することもしました。

習新政権になって日本に挑発的になってきたと思いますが、安倍政権は日本の周辺を護る意識が強く、中国と対話は望みますが、領土問題で中国に譲歩、妥協はしない立場をとっています。領土問題は妥協してはいけません。尖閣諸島について、もし妥協したら、次は沖縄も九州も中国の領土だと言い出しかねません。

安倍政権は今後譲歩しないし、習新政権も挙げた拳を下げるとはありませんから、尖閣問題は今後も緊張関係が続くだろうと思いますが、中国政府は日本と交流はしたいと思っています。中国・日本・韓国とのFTA（自由貿易協定）の問題もありますので、日中関係が改善に動く可能性はあると思います。

日本企業の対中ビジネスですが、今まで以上にリスクを意識して、今まで以上に慎重になったほうがいいと思います。2012年以降、中国でのビジネスはメリットよりもリスクが大きくなつたと思います。人件費も上がっています。ある日突然、尖閣諸島で突発的事件が起きたら、日中間の緊張が高まりますし、中国国内で金融危機が発生して社会全体が混乱してくると、日本企業はビジネスどころではなくなるかも知れません。

いま中国国内で注目されている動向が、金持ち・エリートの人々の移民ブームです。香港の大財閥で有名な李嘉誠氏は中国国内で事業を展開して大量に不動産をもっているのですが、今年8~9月の情報では、一族が中国でもっている不動産を売却して中国から全面撤退する動きが明確になったとのことです。彼は時代の変わり目を見る目がある人で強い影響力をもっていますので、多くの中国人が逃げ出しているのです。中国人でさえ中国に漠然とした不安をもっているのです。中国との付き合い方は、リスクを意識して、深入りせずに付き合うことだと思います。



※この記事は平成24年10月2日（水）の講演を要約したものです。
文責（公社）名古屋北法人会

e-Tax利用のお願い

利用開始の手続きが非常に簡単で源泉所得税の納付に非常に便利な「ダイレクト納付」！

ダイレクト納付とは、事前に税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておけばOK！

e-Tax を利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で届出をし、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

インターネットに繋がるパソコンさえあれば、簡単な手続きですぐに開始することができます。

既にご利用いただいている会員におかれましては、引き続きのご利用をお願い申しあげます。

国税庁→国税電子申告・納税システム (e-Tax)



インターネットができるパソコンさえあれば、誰でもすぐに始められる、ダイレクト納付から始めてみましょう！

ダイレクト納付は、どなたでも簡単に始められます。

まずは、あなたの会社とダイレクト納付の相性チェック!!

次の質問にチェックを入れてみましょう。

- インターネットに繋がるパソコンを持っている
- e-Tax には協力したいが、手続きが面倒だから二の足を踏んでいる
- 毎月、忙しい中、時間を割いて源泉所得税の納付ために銀行に出かけている
- 源泉所得税の納付を、うっかり忘れてしまったことがある

以上の項目に1つでもチェックができた方には、ダイレクト納付はお勧めです！

ダイレクト納付は、

- 1) 利用開始の手続きが、とっても簡単
- 2) 金融機関に行かなくても、指定した預貯金から納付可能
- 3) 納付日を予め指定しておけば、納付のうっかり忘れを予防 等々、
特に毎月の源泉所得税の納付にかかる事務削減には効果絶大です！

会員の皆様、簡単・便利なダイレクト納付の活用をご検討ください

税理士先生への代理送信依頼活動の継続のお願い

名古屋市内9法人会と連携して取り組んで参りました、会員の皆様からの関与税理士先生への代理送信の依頼を行う活動につきましては、皆様のご協力により着実に実を結び、名古屋市内のe-Taxの利用割合が向上しております。

しかし、依然として名古屋国税局管内全体の法人税等の申告に係るe-Taxの利用割合に比べて、名古屋市内のe-Taxの利用割合は低調であるようです。

e-Taxの普及・定着を推進しております法人会の会員企業の皆様におかれましては、関与されている税理士の先生に対しまして、機会をとらえて

「当社の申告は、e-Taxでお願いします」

と一言を添えていただきますよう、お願い申し上げます。

会員企業の皆様のこの一言が、利用割合の向上に繋がります。

北法人会の行事

平成25年8月1日～11月30日

税務教室

9. 13 税務教室（第1回）
「消費税の改正と経過措置の留意事項」
名古屋北税務署 法人課税担当官 殿
10. 11 税務教室（第2回）
「平成24年度税制改正のあらまし」
法人税を中心に重要な改正点を解説
名古屋北税務署 法人課税担当官 殿
11. 11 税務教室（第3回）
「源泉所得税・年末調整」
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿
署長講話
「北区金城町生まれ ただいま税務署長」
名古屋北税務署長 鶴岡一美 殿



経営教室

8. 23 経営教室（2日間）
8. 27 演題 「プレゼンテーションの基礎・実習」
～信頼を構築するアプローチ、そして自社の提案力をさらに高めるための話し方～
講師 長野ゆき子 氏



◇ 営業力強化に繋がるプレゼンテーションの役割、心構えなど実習を交えた研修に、参加された方々は皆真摯に取り組みながら異業種の方と交流を行いました。

講演会

10. 2 市内合同講演会
演題 「中国の経済・政治情勢と日中関係の行方」
講師 評論家 石 平 氏
11. 27 「税を考える週間」記念講演会
演題 「どうなる!アベノミクスの行方と日本経済、
そして激動の世界経済」
講師 金融コンサルタント・経済評論家・経済アナリスト
大阪経済大学経営学部客員教授 岩本沙弓 氏

世界経済は
2016年に崩れる?



簿記会計講座

8. 7	簿記会計講座第4回	9. 11	簿記会計講座第8回
8. 21	簿記会計講座第5回	9. 18	簿記会計講座第9回
8. 28	簿記会計講座第6回	9. 25	簿記会計講座第10回
9. 4	簿記会計講座第7回		

◇ 7月より10回簿記3級基本講座を開催終了しました。
猛暑の中、会社業務に役立てたいと熱心に受講されました。実務に活用できる話も多く、次回は是非ご参加下さい。



講師 浅野高嗣 先生

パソコン講座

10. 2	パソコン講座（1日目）	10. 16	パソコン講座（3日目）
10. 9	パソコン講座（2日目）	10. 23	パソコン講座（4日目）

◇ 個別指導形式によるパソコン講座を事務局研修室にて開催しました。受講された方は各々ご希望の内容を自分のペースで進めて学ばれました。次回はぜひご参加下さい。



その他

9. 29 守山区区民まつり協賛 守山区三菱電機グランド

◇ 税金クイズ、小学生税金クイズ、サイコロゲームを行い税知識を広く一般の方に啓蒙しました。また、いちごプロジェクトのうちわを配付して節電を呼びかけました。
法人会ブースへは3000人以上の来場がありました。



10. 3 決算期別説明会
名古屋北税務署法人課税担当官 殿

10. 23 調査部所管法人研修会 メルパルク名古屋

役員会

8. 2	運営会議	9. 5	組織・厚生合同委員会・推進協議会	10. 15	広報委員会
8. 2	本部理事会	9. 12	運営会議		
8. 29	事業委員会	9. 12	常任理事会		

謹んで新年の御祝詞を 申し上げます

アフラックは、「がん保険」も「医療保険」も
選ばれて契約件数 No.1

※平成24年版「インシュアランス生命保険統計号」より

青いタック



生きるための
がん保険 Days

ブラックスワン
アフラックダック



NEW

ちゃんと応える
医療保険
EVER

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とその家族の皆様に
安心をお届けしてまいります。

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
法人会フリーダイヤル **0120-876-505**
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

市内合同講演会の お知らせ

日時／平成26年2月6日（木）
13:30～15:00

場所／日本特殊陶業市民会館



「どうなる、これからの日本経済」 ～復活ののろしを上げる日本、その理由をズバリおしえます！～

経済評論家 三橋貴明 氏

人気ブログランキング総合1位！（参加ブログ総数99万件）

テレビ・雑誌・ネットで話題沸騰！「ビートたけしのTVタックル」「たかじんのそこまで言って委員会」などに出演。

* 今回は、当法人会が担当ですので多数の参加をお願いします。

* 講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。（入場料無料）

* 公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.128

平成26年1月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会
印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀南通2-4
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





(公社)名古屋北法人会 所在地

